

第2次岡山県子ども読書活動推進計画の概要

～おかやまどんどん読書プラン～

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第1項の規定に基づき、岡山県が策定します。

この計画は、岡山県子ども読書活動推進計画(平成15年3月策定、H15～H19、第1次計画)を踏まえて策定します。

第1章 はじめに

【目標】 子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして、自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備します。

【特徴】 学識経験者や図書館関係者、学校関係者、読書団体関係者等で組織する岡山県子ども読書活動推進会議からいただいた提言「今後の子どもの読書活動のあり方について」(H19.11)に基づき、子ども読書活動推進の意義やこの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、官民協働による子どもの読書活動を推進します。

【期間】 平成20年度から5年間実施します。

第2章 第2次岡山県子ども読書活動推進計画策定に当たっての考え方

1 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、よりよく成長するための有効な手段の一つであると考えます。

- ・ 本に楽しい本を大人に読んでもらったり、ストーリーテリングを聴いたりするなど、聞くことによる物語体験をすることは子どもにとって大変楽しいことです。
- ・ 読書は子どもに生きる喜びや楽しみを与え、知的好奇心を満足させるだけでなく生きるために必要な想像力・思考力・言葉を使う能力等を養い、生涯にわたって自分を支え、成長させていく力の源となります。
- ・ 読書を通じて様々な表現に触れることにより、子どもは自分自身の考えを整理し、それをうまく表現する力を身に付けることができるようになります。

2 第1次計画に基づいた取組の主な成果と課題

【成果】・ 県立図書館の開館により児童図書が充実し、多くの県民に利用されました。
・ 県内の読書ボランティア団体数が増加するとともに、ネットワークも構築され、各地域の取組が充実しました。

【課題】・ 官民協働(パートナーシップ)による取組の成果を踏まえ、今後、より幅広く子どもの読書活動推進の意義を呼びかけ、さらに多くの県民の参画を促していくことが必要です。

第3章 基本の方針・重点プロジェクト

1 官民協働(パートナーシップ)による子どもの読書活動推進

県は、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、市町村立図書館、学校、保護者、子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。

2 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書資料の整備や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

3 学校における子どもの読書活動推進

学校図書館の蔵書や資料、設備等の読書環境を整備するとともに、学校教育の中で子どもの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くように取り組みます。

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動推進

県民がいつでも、どこからでも利用できる、全県的な高速インターネット環境を活用した読書環境の整備を進めます。

5 子どもの読書活動推進に関する啓発広報

広く県民の間に子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めていきます。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動推進

(1) 家庭における子どもの読書活動推進

多くの保護者が参加する様々な学習機会を活用して、読書活動の重要性についての理解の促進を図ります。

家庭と学校がより一層連携し、PTA、子育て支援関係の部局、子育て支援団体等とともに、子どもの生活リズム向上を目指し、テレビ・ゲーム・インターネット等に接する時間を減らし、読書や外遊びなどを推進する取組を支援します。

(2) 地域における子どもの読書活動推進

県立図書館において、新刊児童図書の新刊購入や児童図書研究書の収集など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館等を支援します。

県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、図書館資料を貸出し、搬送します。

児童館や公民館等の施設を有効に活用した子ども読書の取組を働きかけます。

市町村立図書館とともに、民間団体間及び関係機関の連携・協力の促進を図るなど、子ども読書活動ネットワークを支援します。

2 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校等における子どもの読書活動推進

朝の読書の実践等を奨励するとともに、学校関係者の意識の高揚を図るため、学校教育の中での読書活動の位置付けの明確化などを促したり、「言葉の力」の育成に向けた取組を行ったりします。

(2) 学校図書館等の整備・充実

学校図書館の図書資料の計画的な整備を県内の市町村に呼びかけたり、学校図書館の活用に対する教職員の協力体制の確立を促したりします。

第5章 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

1 子どもの読書活動推進体制の整備

子育て支援関係の部局などとの連携を深め、子育て支援・家庭教育支援施策と関連づけた取組を推進します。

地域全体で子どもの読書活動を推進するため、県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力した研修会を開催します。

「市町村子ども読書活動推進計画」策定のメリットを伝えるなど、県内全市町村において地域の実態に即した推進計画が策定されるように支援します。

2 啓発広報及び特色ある取組の奨励等

子どもの読書活動推進をより広く啓発広報するためのフォーラムなどを開催します。

3 財政上の措置

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。